

年の瀬になると、路上生活者が炊き出しに長い列をつくっている様子がメディアなどで取り上げられます。

こうした路上生活者を含めた生活困窮者と呼ばれる人々の増大により、この国の基盤が揺らいているとも指摘されており、

新たな、そして総合的な取り組みが進められようとしています。

NPO法人ほっとプラス代表理事の藤田孝典さんは、10年にわたり、

そうした生活困窮者への支援を続けています。

生活困窮者の実態を知る

藤田 孝典(ふじた・たかのり)

1982年生まれ。
NPO法人ほっとプラス代表理事。社会福祉士。
反貧困ネットワーク埼玉代表。ブラック企業対策プロジェクト共同代表。
厚生労働省「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」委員。
著書「ひとりも殺させない」。



ていこうという仲間が増えてきて、県内でネットワークを築いて、支援や政策提言もするプラットホームみたいな場所ができたんです。

最近では、どのくらい依頼が寄せられますか。

刑務所や弁護士さん、病院からも医療費を滞納しているというような相談を受けて、今はもうありとあらゆるところから相談が寄せられます。

今、スタッフは4

名ですが、年間400人位の相談を受けます。満期出所したけど行き場所がない人とか、自殺したいといつて病院に搬送された人とか、ホームレスの人とか、あとは精神科病院から出る人とかです。そういう社会的に孤立して帰る場所がない人たちの地域生活を支えるために、関係者が協力しながらやっています。

どのようなケースが多いのでしょうか。

た支援ができるような専門家なり団体が増えて欲しいと思っています。そうした自立を見据えた寄り添い型の横断的な支援はとても大切なことですね。

厚生労働省の審議会が去年から議論してきたのは、最近はかなり専門分化されて社会資源としては十分あるけれど、コーディネートできないということなんです。

5つ問題があれば、すでに地域にそれぞれ解決してくれる相談機関ってあるんですよ。でも相談を受けた専門家がそれ知らない。なので、地域にはいろんな資源やサービスがあるということを知り尽くし、相談者本人のこともしっかり知り尽くしてつないでいくことが必要なんですね。

だったんでしょね。

衝撃的でしたね。だから、ここにソーシャルワークが必要なんじゃないか、専門的な支援が必要なんじゃないかというところから、そうしたことができる団体、機関が必要だと思いはじめたんです。生活保護を申請することだとか、病院に行くことだとか、アパートを確保することだとか、そういった問題を抱えている人の支援ができる機関を作りたいくて、生活困窮者支援について勉強してNPOの立ち上げに至ったわけです。

当初はどのような活動をされていたんですか。

大学院1年の時、最初は僕一人で携帯電話持って、味噌汁持ってやっていたんです。まあそんなに広がりは見せないだろうなと高をくくって始めたんですけど、実際に河川敷や公園を回って「大丈夫ですか」って聞きながら「生活保護の申請と一緒に行きましょうよ」って声を掛けて支援し始めたら、次から次へと相談が寄せられて、年間にすると1000件近くですかね。一つの携帯に電話

難しいケースでは、帰る家がなかったり、借金があったり、家族関係が悪かったり、病気があったりと、多い人だと生活課題が5個6個あるんですよ。複合課題なので、私たちがコーディネートしていくんですが、まずは優先順位をつけて各関係機関にお願いしていきます。

例えば、借金取りが家に来ているという状況だったら、まずはそれを解決しないと安心して住めないの、始めに弁護士さんや司法書士さんに関わってもらって借金の問題を待ってもらいます。次は病気を治していこうとか、一人で自分の病状を説明できないということであつたら一緒に付き添ったり、ヘルパーさんに付き添ってもらったり相談員さんにつないだりして支援してもらうんですね。

本人の精神状態とか状況をよく見ながら周りの関係者とコーディネートしていくので、それが一人ひとり必要になってくるんです。まあ、絶対その関係機関だけじゃ解決できない人が来るんで、そうした人をどう受け入れるかってことですね。非常にしんどい作業ですよ。だからうちだけじゃ無理だという認識を初めから持って、その上で、これまで培ってきたネットワークで解決するん

これはコミュニケーションソーシャルワークの領域だと思えますけど、その地域全体を知り尽くすような専門家がなくて、ほんとこれ、社協さんの本来的な役割だと私は思っているんです。社会保障審議会で議論してきたのは、生活困窮者支援も、社協のこれまでの反省と先の課題だと話していて、いろんな福祉関係者が反省と今後の課題を突き付けられている状況です。

実は社会福祉制度って高度に作られてきているんだけど、それでも目の前に困っている人が現れるんですね。今、また社会福祉を一步前に進める時に来っていて、誰でも柔軟に事業や制度に結びつけながら支えていくような、そういった組織が必要になってくると思っています。

ぜひ社協さんもこの生活困窮者自立支援事業に本腰を入れてやってもらえればと思います。

最後に、生活困窮者自立支援法に対する期待をお聞かせください。法律が変わるということは、「ここが問題なんだ」支援が必要なんだってことを認識することになりますので、そこにスポットライトを当ててもらったことは非常に大きいです。ぜひこの法律をうまく活用しながら、孤立していて苦しい状況にある

が鳴りやまなくなっちゃって、「俺にもアパートを確保してくれ」とか「仕事探してくれ」とかって。

大学のボランティア仲間が少しずつ増えて、これじゃあ事務所を開かないとどうにも対応できないってことで、大学院2年目にNPOとして活動を始めたんです。

すごい勢いで活動が広がっていったんですね。

そうですね。まあホームレスの人だけじゃなくて、アパートで暮らしているけど家賃を滞納してしまっているとか、これから会社でリストラにあいそうだとか、そういう声も結構頻繁に入ってきて、その都度一緒に保護申請に行ったり、解決策を模索してきたっていう感じですよ。

一人ひとり丁寧に話を聞いていくと、債務整理があつたら弁護士さんだとか、アパートを借りるのに不動産屋さんにつないだりしていたら、ネットワークは1年目で出来始めてきたんです。そういう周りの人の協力があつて、徐々にですけど複合的な課題があつても一緒に解決し

だっていう心意気で対応しないと難しいです。

そういつた寄り添い型の支援は、長期にわたって関わっていかねればならないと思います。

相談があつた400人全員というわけじゃないんですが、優先順位をつけて、本当に大変な人や複合的に課題を抱えているうちだけでは難しいケース、遠隔地からの相談などにはほかの団体をお願いしたりして対応しています。だから寄り添って丁寧に支援できているというのは100件前後ですかね。

「これは受けられないな」と思うケースもあるんですけど、困難ケースから逃げないでじっくり向き合えば解決策って自ずと見えてきますし、試行錯誤していけば関係機関もつながってきます。それでようやく一つ一つが積み重なっていくと、次に新しく困難ケースといわれる人が来ても対応できる力が付いてきます。

そうした方が自立するには就労が必要になりますが、それに関してはどうお考えですか。

就労が一番最後のゴールだと思っていて、日常生活とか社会生活の自立を最優先に考えています。朝9時に起きるとか、ちゃんと食事を作っ

当事者のことを思いながらやっていただきたいですね。

ただ、問題はこれが法律化された後、また同じように事業化していきまますから、専門分化しないということと、誰が来ても対応ができるような相談窓口の体制整備が必要ですよ。いろんなことを含めてアセスメントして支援するという体制をどう作れるかだと思いますね。

もう一つ重要な点は、この法律は、生活保護に至る一步手前の生活困窮者を支援していこうというもので、生活保護を受けることは自立とは言わないという考え方なんです。就労自立だけが自立じゃないんですが、就労自立を明確化しているんですよ。でも、生活保護しか支援の道がない人たちにとっては生活保護に乗せることが支援ですので、これは生活困窮者自立支援法の枠組みから少し離れて、生活保護の枠組みで支援することが重要になります。

結局、この人に何が必要なのかをトータルで見ても、適切な支援に結び付けていくことが必要ですから、そこをきちんとアセスメントできる人がいないとダメなんですね。ソーシャルワーカーとして、人権感覚とか社会正義をちゃんと持って関わるのが重要だと思っています。



て食べるとか、社会に出てきちんとコミュニケーションを取れるとか、挨拶をできるとか。それができないとなかなか雇われ続けることは難しいと思うんです。

私たちは就労支援もやっているんですが、日常生活とか社会生活の自立ができそうだったんなら、「がんばって週2〜3日でも働いてみましょうか」って。いきなり仕事に就いてそこで失敗すると、挫折しちゃったり傷ついちゃったりしますので、徐々に徐々になってことでしょかね。

今回の生活困窮者自立支援法では、生活困窮者の状況に合わせた自立支援というのを掲げているので、中間的就労とかそのあたりをきちんとアセスメントして状況に即し